

郵送による受付可能となる届出等

消防署へ提出	
八尾市火災予防条例に基づく届出等	
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書
	煙火打上げ・仕掛け届出書
	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書
	工事を施工するための現場に設ける事務所等の届出書
	催物開催届出書
	道路工事等届出書
	露店等の開設届出書
自衛消防訓練関係	
	自衛・自主消防訓練通報書 ※消防隊の立ち会いが必要な場合は、電話にて消防署に確認してください。